

第4部

障がい福祉施策の展開（施策体系）

- 1 障がい福祉の施策体系
- 2 施策の展開について
 - 第1章 権利の擁護の推進
 - 第2章 情報提供と意思疎通支援の充実
 - 第3章 地域生活支援の充実
 - 第4章 自立と社会参加の促進
 - 第5章 生活環境の充実

1 障がい福祉の施策体系

第1章 権利の擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152

第1節	障がいを理由とする差別の解消の推進	152
1	障がいの理解促進に向けた啓発活動	152
2	障がいを理由とする差別の解消の推進	153
3	障がい者差別解消支援地域協議会の設置	153
4	障がい者差別解消調整委員会の設置	154
第2節	権利擁護と虐待防止対策の推進	155
1	成年後見制度等による権利擁護の推進	155
2	虐待防止対策の体制整備	156
第3節	意思決定支援の推進	157
1	障がい者の自己決定の尊重	157
2	意思決定支援の充実	157
第4節	相互理解の促進	158
1	広報・啓発活動の推進	158
2	地域での交流の機会の確保	159

第2章 情報提供と意思疎通支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・161

第1節	障がいのある方に配慮した情報の提供	161
1	障がい特性に配慮した情報提供体制の確保	161
2	障がいのある方が情報を取得できる環境の充実	162
第2節	意思疎通支援の充実	162
1	意思疎通支援体制の充実	162
2	意思疎通支援者の養成と技術の向上の推進	163

第3章 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・165

第1節	相談支援の強化	165
1	相談支援体制の強化	165
2	多様化・複雑化する相談支援への体制整備	166
3	障がい者総合支援協議会の機能強化	166
第2節	ライフステージに合わせた支援の充実	167
1	障がい児の早期発見および支援の充実	167
2	障がい者への支援の充実	169
3	高齢障がい者への支援の充実	171

4	孤立死防止への対応強化	172
第3節	障がい特性に応じた支援の充実	173
1	身体障がい者への支援の充実	173
2	知的障がい者への支援の充実	175
3	精神障がい者への支援の充実	176
4	その他の障がい者への支援の充実	177
第4節	サービス提供体制の整備	178
1	障害福祉サービスの提供体制の整備	179
2	地域生活支援事業の提供体制の整備	180
3	サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備	181
4	専門性を兼ね備えた人材の育成	182
5	ボランティアの活動支援体制の整備	183
第5節	保健・医療との連携	184
1	健康診査・健康相談の促進	184
2	医療機関への受診の支援	185
3	心の健康づくりの強化	186

第4章 自立と社会参加の促進

第1節	移動にかかる支援体制の充実	187
1	移動にかかる支援体制の充実	187
第2節	就労支援体制の充実	188
1	障がい者の雇用の促進	188
2	就労の場の確保	190
3	多様な就労ニーズへの対応	191
4	職場実習等の受入れ体制の強化	192
第3節	スポーツ・文化芸術活動への支援	193
1	障がい者のスポーツ活動への支援強化	193
2	文化芸術活動への支援強化	194
第4節	障がい者の自発的な社会活動への支援	195
1	自発的活動の推進	195
2	社会的活動への支援強化	195

第5章 生活環境の充実

第1節	バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進	197
1	バリアフリーとユニバーサルデザインの啓発活動	197
2	公共施設等のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進	197
3	心のバリアフリーの推進	198
第2節	冬期間の対応強化	199

1	雪寄せ支援の充実	199
2	冬期間の安全な移動手段の確保	200
第3節	災害対応の強化	201
1	災害対策の推進	201
2	災害時の避難支援体制の整備	202
3	災害時の福祉・医療サービス提供体制の整備	203

2 施策の展開について

第4部では、基本理念の実現に向けた本市における障がい福祉の取組を示します。障がい福祉施策や関連事業は多岐にわたることから、その性質に着目し、5つの章と18の節、50の項目に区分し、項目ごとに【現状と課題】【施策の方向】【取組の目標】【市の主な取組・事業】【他の主体による取組・事業例】を次の記述方法により、簡潔に示します。

今後、プランの進行管理のため定期的に検証と見直しを行うことから、記載の個々の取組や事業等について、内容が変わったり新規事業が加わったりすることがあります。

【現状と課題】

各項目における本市の現状を踏まえての取り組むべき課題とその必要性等について記しています。

【施策の方向】

課題解決に向けた、本市における障がい福祉施策の進むべき方向性について記しています。

【取組の目標】

上記で示した方向性にしがって具体的な取組を進めていく上での目標とする指標や数値、新たに取り組む事業等を記しています。

【市の主な取組・事業】

現在、本市が既に行っている主な取組や事業を記しています。

※取組・事業の一覧および概要等については、「第6部 参考資料」の「市の主な取組・事業の概要」（241ページ～278ページ）に記しています。

なお、事業名の前に付した番号は、第4部と第6部において一致しています。

【他の主体による取組・事業例】

本市以外の機関や企業・団体等が実施している取組や事業を記しています。

※取組・事業の一覧については、「第6部 参考資料」の「他の主体による取組・事業例の一覧」（279ページ～283ページ）に掲載しています。

第1章 権利の擁護の推進

第1節 障がいを理由とする差別の解消の推進

1 障がいの理解促進に向けた啓発活動

【現状と課題】

本市では、市民一人ひとりが障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら暮らすことができる社会の実現を目指しています。

この理念を実現するためには、障がいや障がいのある方に対する理解を深めるための啓発活動を推進する必要があります。

【施策の方向】

■広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用し、障がいのある方の活動や取組を広く紹介するなど、障がいや障がいのある方に対する正しい知識と理解の普及に努めます。

【取組の目標】

■障がい者団体と協力し、広報あきたやインターネット等へ掲載する障がい福祉関連記事の内容の充実を図ります。

■障がい者団体自らが行う集会や講演会等の開催について広く周知します。

【市の主な取組・事業】

- 1 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の周知・啓発（障がい福祉課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）

【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者差別解消の普及啓発活動（秋田県）
- ・障害の有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重し合う教育の充実（秋田県）

2 障がいを理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

障がいのある方は、障がいに対する周囲の理解不足や誤解、偏見により障がいを理由に不利益な取扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために、日常生活や社会生活の様々な場面において制限を受けることがあります。

障がいのある方が受ける制限を市民一人ひとりの問題として捉え、市、事業者および市民が協力して問題解決に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

■障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現を目指し、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進します。

■「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領」に沿って、障がいのある方に対して適切に行動するよう市職員への周知啓発に努めます。

【取組の目標】

■「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進します。

■市職員に対して「不当な差別的取扱いの禁止」および「合理的配慮の提供」等、障がいを理由とする差別の解消について周知啓発を図ります。

【市の主な取組・事業】

4 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領の庁内周知（障がい福祉課）

1 秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の周知・啓発（障がい福祉課）【再掲】

2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】

3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

・障害者差別解消に係る職員対応要領の策定及びその周知（秋田県）

3 障がい者差別解消支援地域協議会の設置

【現状と課題】

障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するには、身近な地域において、障がい者差別を解消する取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとしての機能が必要です。

【施策の方向】

■地域における様々な関係機関によって、障がいを理由とする差別に関する相談事例の情報等を共有するネットワークを組織し、障がいを理由とする差別の解消の推進に資する体制を整備します。

【取組の目標】

■障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、「秋田市障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、障がいのある方の相談および当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行います。

【市の主な取組・事業】

5 障がい者差別解消支援地域協議会（障がい福祉課）

【他の主体による取組・事業例】

・相談・紛争解決の体制整備（秋田県）

4 障がい者差別解消調整委員会の設置

【現状と課題】

障がいのある方や当該障がいのある方の家族その他の関係者又は事業者から障がいを理由とする差別に関する相談を受け、相談解決に必要な支援等を行っても相談事案が解決されないときは、市長に対し、当該相談事案を解決するために必要な助言又はあっせんについての申立てをすることができます。

ただし、当該相談事案が障がいを理由とする差別的取扱いに該当するかの判断が困難な場合には、助言又はあっせんを行うことの適否についての審議を行う場が必要となります。

【施策の方向】

■市長が助言又はあっせんを行うにあたっては、専門家等から申立てに対して助言又はあっせんを行うことの適否について意見を聴く体制を整備する必要があります。

【取組の目標】

- 市長の諮問機関として、学識経験を有する者等により構成する「秋田市障がい者差別解消調整委員会」を設置し、助言又はあっせんを行うことの適否について審議を行います。

【市の主な取組・事業】

- 6 障がい者差別解消調整委員会（障がい福祉課）

【他の主体による取組・事業例】

- ・相談・紛争解決の体制整備（秋田県）【再掲】

第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進

1 成年後見制度等による権利擁護の推進

【現状と課題】

財産の管理や契約締結等の法律的な行為が困難な障がい者の権利を守るため、成年後見制度をより身近なものとして活用しやすくしていく必要があります。

【施策の方向】

- 成年後見制度が適切に利用されるようにするため利用方法等の周知を図ります。
- 秋田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、制度の利用に対する助言や手続きに対する支援の充実を進めます。

【取組の目標】

- 成年後見制度や関連する事業について、秋田市ホームページへの掲載やパンフレットの配布による広報活動を継続します。
- 市長申立が必要なケースについてはすみやかに対応します。

【市の主な取組・事業】

- 7 地域福祉権利擁護事業（福祉総務課）
- 8 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）
- 9 地域包括支援センター運営事業（長寿福祉課）
- 10 権利擁護体制の充実（長寿福祉課）
- 11 成年後見制度利用支援事業（長寿福祉課）

【他の主体による取組・事業例】

- ・日常生活自立支援事業の実施（秋田県）
- ・成年後見制度に関する相談（日本司法支援センター「法テラス」）、（秋田弁護士会）、（秋田県司法書士会）、（秋田県社会福祉士会）、（秋田県行政書士会）

2 虐待防止対策の体制整備

【現状と課題】

障がい者虐待は人権を著しく侵害し、障がいのある方の尊厳を侵すものであり、あってはならない行為です。

障がい者虐待防止に関する普及啓発を進めるとともに、虐待の早期発見・早期対応を図るため、相談支援事業所等の関係機関との連携体制の整備や支援体制の強化が必要です。

【施策の方向】

- 障がい者の虐待に関わる通報や届出、支援等の相談を受付ける「秋田市障がい者虐待防止センター」を効果的に運営できるよう対応体制の整備等を進めていきます。
- 個々の障がい者虐待事案に対してすみやかに対応できるようにするため、相談支援事業所等の関係機関との連携体制の整備を図るとともに、障がい者虐待防止のための普及啓発に努めます。

【取組の目標】

- 障がい者虐待通報に対して迅速かつ効率的に対応できる秋田市障がい者虐待防止センター通報受付体制を整備します。
- 秋田市障がい者総合支援協議会において、障がい者虐待の早期発見につながる取組について検討します。
- 障がい者に対する経済的虐待を防止するための有効な手段である「成年後見制度」を掲載したパンフレットを、障がい福祉関係の事業所に配布します。
- 民生委員・児童委員を対象とする研修や地区社会福祉協議会が開催する研修会等で障がい者虐待に関する制度の説明を行います。

【市の主な取組・事業】

- 1 2 障がい者虐待防止事業（障がい者虐待防止センター）（障がい福祉課）
- 1 3 児童虐待防止推進事業（子ども未来センター）

【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者虐待防止対策支援事業の実施（秋田県）

- ・高齢者虐待防止対策（各地域包括支援センター）

第3節 意思決定支援の推進

1 障がい者の自己決定の尊重

【現状と課題】

障がいのある方を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会参加する主体として捉え、障害福祉サービスやその他の支援を利用するにあたっては、可能な限り本人自ら意思決定できるよう支援する必要があります。

ただし、自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、家族や関係者が集まって、本人に関する情報を把握し、根拠を明確にしながら本人の意思を推定する必要があります。

【施策の方向】

■障がいのある方自らの意思に基づき日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を推進します。

【取組の目標】

■障がいのある方本人の自己決定を尊重する観点から、障がいのある方が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施などによる意思決定の支援に努めます。

【市の主な取組・事業】

- 14 郵便等による不在者投票（選挙管理委員会事務局）
- 15 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）
- 16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）
- 17 相談支援等事業（障がい福祉課）
- 8 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・相談支援事業の促進（秋田県）

2 意思決定支援の充実

【現状と課題】

日常生活や社会生活等において、障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービス事業所等が障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるよう体制を整備する必要があります。

【施策の方向】

- 自立した日常生活および社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう関係機関と調整を図る等、体制の整備に努めます。
- 障がいのある方が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

【取組の目標】

- 在宅で生活している意思疎通が困難な重度障がい者が入院する際、本人の意思を医療従事者に伝えることができるよう意思疎通支援者の派遣について支援を行います。

【市の主な取組・事業】

- 18 重度障がい者等入院時意思疎通支援事業（障がい福祉課）
- 15 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・意思疎通支援事業の促進（秋田県）

第4節 相互理解の促進

1 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに人格および個性を尊重し、相互に理解を深め、支え合いながら暮らすことができる社会の実現に向けて、障がいや障がいのある方に関する情報が、広く市民に正確かつ迅速に伝わる必要があります。

そのためには、様々な手法によって、障がいに対する正しい知識と理解を深めるための普及啓発活動を行っていく必要があります。

【施策の方向】

- 広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用し、障がいのある方の活動や取組を広く紹介するなどし、障がいに対する正しい知識と理解の普及に努めます。

【取組の目標】

- 広報あきたへの障がい福祉関連記事を掲載する件数を増やします（28年度の実績で58件でしたが、35年度では70件以上の掲載とします）。
- 障がいおよび障がいのある方に対する理解を深めるための説明会を行います。

【市の主な取組・事業】

- 19 広報あきた等の発行（広報広聴課）
- 20 精神障がいについての正しい知識の普及（健康管理課）
- 21 障害者週間（障がい福祉課）
- 22 障がいのある方が製作した作品、製品の周知促進（障がい福祉課）
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・ 障害者に関する正しい知識の啓発普及事業、視覚障害者に関する啓発普及事業の実施（秋田県）

2 地域での交流の機会の確保

【現状と課題】

市民の間に広く障がい福祉についての理解と関心を深め、障がいのある方が社会参加しやすい環境を整えるとともに、障がいのある方が、社会、経済、文化等、あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める必要があります。

また、子どもたちが、福祉施設での体験活動や障がいのある方との交流を通して、福祉の現状を理解するなど、障がい福祉に対する理解と関心を深める福祉教育を進める必要があります。

【施策の方向】

- 障がい者団体および福祉施設が行う地域活動をはじめ、各種事業の充実を図り、参加を支援します。
- 障がいのある方の社会参加の促進に向けて、市民と関係団体との交流の場を提供するよう努めます。
- 地域の福祉施設等を活用しながら、子どもたちが障がいのある方と積極的に関わら

うとする意欲や態度を育む福祉教育の推進に努めます。

【取組の目標】

- 障がい者団体が主催する講演会やイベント等の自主的な運営を支援します。
- 福祉教育の推進のため、特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒の交流を実施します。

【市の主な取組・事業】

23 男女共生社会の推進（生活総務課）

【他の主体による取組・事業例】

- ・障害の有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重し合う教育の充実（秋田県）【再掲】
- ・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との計画的・組織的な交流及び共同学習の推進（秋田県）

第2章 情報提供と意思疎通支援の充実

第1節 障がいのある方に配慮した情報の提供

1 障がい特性に配慮した情報提供体制の確保

【現状と課題】

障がいのある方に対する情報提供については、これまでも必要な情報を分かりやすく整理しながら、様々な手法を用いて行われてきましたが、障がい特性に配慮した伝達手段を用いる等の工夫を凝らし、障がいのある方にとって必要な情報が正確かつ迅速に伝わるよう、情報提供手段の一層の充実を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方に関係する制度やサービスの利用方法等の有益な情報を、広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用して提供します。
- 広報あきたの点字版・音訳版である「点字広報」、「声の広報」の発行や、市政テレビ番組に手話通訳者を付けて放送するなど、障がい特性に配慮した情報提供に努めます。
- ICT機器の活用等による様々な情報提供体制の確保について研究していきます。

【取組の目標】

- 「声の広報」や「点字広報」については、これまで年間24回発行しており、この発行回数を継続します。
- 障がいにより情報の取得や伝達に困難を生じる方に、ICT機器の活用等により情報提供方法の充実を図ります。

【市の主な取組・事業】

- 24 「障がい者のためのくらしのしおり」の配布（障がい福祉課）
- 25 点字広報の配布（障がい福祉課）
- 26 声の広報の配布（広報広聴課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・声の広報、点字広報の発行（秋田県）
- ・テレビ広報番組における手話通訳の導入（秋田県）

- ・点字等による情報の提供（秋田県）
- ・あきたバリアフリーマップの提供（秋田県）

2 障がいのある方が情報を取得できる環境の充実

【現状と課題】

音声や文字をそのままでは受け取りにくい障がいのある方の多くは、必要な情報の取得を思うようにできないために不安を抱えて生活しているのが現状です。

障がいのある方が安心して生活を送るためには、障がいのある方が容易に情報を取得することができるよう環境を整備する必要があります。

【施策の方向】

■障がいのある方が情報をすみやかに取得できるよう、手話を含む言語、文字の表示筆記、点字、平易な表現その他の障がい特性に配慮した手段等による情報の提供を行うよう努めます。

【取組の目標】

■障がいのある方の利用しやすさに配慮した行政情報の提供を研究します。

【市の主な取組・事業】

- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 24 「障がい者のためのくらしのしおり」の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 25 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 26 声の広報の配布（広報広聴課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・日常生活用具給付等事業によるトーキングエイド、人工咽頭及び点字器等の給付（秋田県）

第2節 意思疎通支援の充実

1 意思疎通支援体制の充実

【現状と課題】

音声や文字をそのままでは受け取りにくい障がいのある方は、意思疎通や情報の収集に支障があることから、手話を含む言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現その他障がいの特性に配慮した手段による支援を行う必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、情報保障に努めるとともに、障がい者関係団体による情報支援活動を促進する等により、意思疎通支援の充実に努めます。

【取組の目標】

- 障がいにより情報の伝達が困難な方に対してICT機器を活用する等、意思疎通支援体制の充実に努めます。
- 手話通訳者等の意思疎通支援者の派遣体制の整備等を進めます。
- 市の職員が簡単な手話でのあいさつ等を身につけることができるよう、動画等を利用した研修を実施します。
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発に努めます。

【市の主な取組・事業】

- 27 難聴児補聴器購入費助成事業（障がい福祉課）
- 28 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）
- 15 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）【再掲】
- 18 重度障がい者等入院時意思疎通支援事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・意思疎通支援事業の促進（秋田県）【再掲】
- ・無料番号案内（NTT東日本）
- ・電話お願い手帳の発行（NTT東日本）
- ・点字電話帳の発行（NTT東日本）
- ・携帯電話利用料等の割引制度（各電話会社）
- ・手話通訳者設置事業（秋田市社会福祉協議会）

2 意思疎通支援者の養成と技術の向上の推進

【現状と課題】

視覚や聴覚などに障がいのある方が、地域で安心して生活できるよう意思疎通支援

を行う人材の育成および技術の向上のため必要な支援に努めていく必要があります。

【施策の方向】

■手話通訳その他の方法により障がいのある方の意思疎通を支援する者の養成および技術の向上のため、必要な支援に努めます。

【取組の目標】

■手話奉仕員および要約筆記者の養成や意思疎通支援者のスキルアップ方法等の改善
・充実について、当事者関係団体等を交えて検討する場を作ります。

■要約筆記者の登録者数の増加を図るため、要約筆記者養成研修の充実に努めます。

【市の主な取組・事業】

16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・点訳及び朗読奉仕員の養成研修事業の実施（秋田県）
- ・手話通訳者及び要約筆記者の養成研修の実施（秋田県）
- ・盲ろう者向け通訳、介助者の養成研修事業の実施（秋田県）

第3章 地域生活支援の充実

第1節 相談支援の強化

1 相談支援体制の強化

【現状と課題】

障がい福祉のサービスについての相談は、市や市が委託している相談支援事業者（身体・知的・精神ごとに1か所）が主に行っています。委託相談支援事業者には、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的知識や技術を持った方が常勤で配置されており、様々な障がい福祉のサービスについての情報提供をはじめ、利用相談や関係機関との調整、障害福祉サービス利用時の代行業務等を行っています。

障がい者を取り巻く最近の状況を見ますと、障がいのある方自身や家族の高齢化、障がいの重度化・重複化や地域移行に向けた動きの活発化等、多様化する課題やニーズに対応するため、相談支援体制を強化する必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、虐待防止のため関係機関との調整等を的確に行える体制を整備するとともに、専門的知識と技術を兼ね備えた人材の育成に努めます。
- 障がいのある方の誰もが平等なサービスを受けられることができるように、指定相談支援事業者の平準化を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援といった地域相談支援体制の強化に努めます。

【取組の目標】

- 障がいのある方の生活を支援するため、適切な相談支援が実施できる体制整備を図り、障がいのある方のニーズに対応した支援を強化します。
- 計画期間内にサービス等利用計画が作成され、適正に運用していけるような指定特定相談支援事業者の体制を整備します。

【市の主な取組・事業】

17 相談支援等事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・相談支援事業の促進（秋田県）【再掲】
- ・コミュニティソーシャルワーカーを活用した相談体制等に関するモデル事業の実施

(秋田県)

2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備

【現状と課題】

地域包括支援センターや民生委員・児童委員、子ども未来センター等の各相談機関は、障がいのある方やその家族等からの多様化・複雑化する相談に関係機関と連携しながら、適切に対応していく必要があります。

【施策の方向】

- 地域包括支援センターの体制を充実するほか、民生委員・児童委員の活動を支援し、各相談機関等との連携を図ることで、障がいのある方の福祉サービスの水準が維持・向上されるような体制を整備します。

【取組の目標】

- ピアカウンセリングの質的向上を図るため、障がい者相談員を対象とした研修を年1回以上行います。
- 地域住民の身近な相談支援者である民生委員・児童委員を対象に、相談支援窓口の充実を図るための研修を年1回以上開催します。

【市の主な取組・事業】

- 29 消費生活相談事業（市民相談センター）
- 30 民生委員活動推進事業（福祉総務課）
- 31 ふれあい福祉相談センター事業（福祉総務課）
- 32 障がい者相談員の設置（障がい福祉課）
- 33 子ども未来センター相談事業（子ども未来センター）

【他の主体による取組・事業例】

- ・発達障害者支援センターの運営支援（秋田県）
- ・難病相談支援センター事業の促進（秋田県）

3 障がい者総合支援協議会の機能強化

【現状と課題】

地域における障がいのある方の支援体制については、相談支援事業者だけでは解決できない問題もあることから、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関が連携し、協議

を行う場として秋田市障がい者総合支援協議会を設置しています。

また、秋田市障がい者総合支援協議会においては、委託相談支援事業者の運営評価として、毎年の業務報告と年間計画の内容についての協議も行っています。

【施策の方向】

- 障がいのある方が、その生活実態に沿って有効な障害福祉サービス等の支援を受けられるよう、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関のさらなる連携体制の強化を図ります。
- 障がいのある方の地域生活を支援するため、相談支援事業を効果的に運営し、地域の課題解決に向けた役割を果たす秋田市障がい者総合支援協議会の活動の機能強化を図ります。

【取組の目標】

- 秋田市障がい者総合支援協議会において、個別・緊急な地域課題に柔軟に対応できるような体制の整備を図ります。
- 秋田市障がい者総合支援協議会と地域の関係機関との情報共有が円滑に進むよう、インターネット等を活用した情報共有システム体制を整備します。

【市の主な取組・事業】

34 障がい者総合支援協議会（障がい福祉課）

【他の主体による取組・事業例】

- ・県障がい者総合支援協議会の運営及び地域協議会の支援（秋田県）

第2節 ライフステージに合わせた支援の充実

1 障がい児の早期発見および支援の充実

【現状と課題】

子どもの障がいの複雑化や保護者の生活様式の多様化等の現状を踏まえ、障がい児一人ひとりの実情に合わせた支援を行う必要があります。

また、放課後や長期休みにおける居場所の確保等を行うことにより、障がい児の生活の充実や保護者の就労を支援することも大切です。

発達障がい等精神行動発達面の問題を疑われる児童は年々増加傾向にあり、障がいの疑いのある児童に対しては、乳幼児期に適切な治療や養育を行うことが障がいの軽減や基本的な生活能力の向上につながります。

このため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携による障がいの早期発見と継続的な支援を行う必要があります。

【施策の方向】

- 障がい児やその保護者のニーズを把握し、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導や必要な支援に努めます。
- 将来の障がい児の自立や社会参加に備え、障がい児の生活力や社会性を養い、健全な育成を図るための支援に努めます。
- 障がい児が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。
- 乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。
- 3歳児健康診査後、保育所等の集団生活の中で表面化する発達障がい等精神行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続支援を行います。
- 医療的ケア児を支援するため、関係機関で連携し、支援体制の強化を図ります。

【取組の目標】

- 「秋田市障がい福祉計画」および「秋田市障がい児福祉計画」に定められた数値目標を達成します。
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。
- 障がい児やその保護者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域における支援機能の充実を図るほか、障がい児やその保護者が気軽に利用できる場所を整備し、家族同士の交流や子どもの遊びの場の提供を行います。
- 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るよう協議の場を設置します。

【市の主な取組・事業】

- 障害児通所支援の提供
 - 40 障害児通所支援（障がい福祉課）
- 地域生活支援事業の提供
 - 41 日中一時支援事業（短期入所型）（障がい福祉課）
 - 42 日中一時支援事業（放課後支援型）（障がい福祉課）
- 自立支援医療の提供
 - 37 育成医療給付事業（障がい福祉課）
- その他のサービスの提供
 - 35 障がい児通所施設利用料無償化事業（障がい福祉課）
 - 36 第2子以降障がい児通所施設利用料無償化事業（障がい福祉課）
 - 38 身体障がい児（者）等補装具給付等事業（障がい福祉課）

- 39 視覚障害者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）
- 43 特別児童扶養手当申請の受付（障がい福祉課）
- 44 障害児福祉手当の支給（障がい福祉課）
- 45 児童扶養手当の支給（子ども総務課）
- 46 放課後児童健全育成事業（子ども育成課）
- 47 幼児発達支援事業（子ども健康課）
- 48 乳幼児健康診査事業（子ども健康課）
- 49 経過観察クリニック（子ども健康課）
- 50 未熟児養育医療給付事業（子ども健康課）
- 51 小児慢性特定疾病支援事業（子ども健康課）
- 52 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（子ども健康課）
- 53 特別支援教育就学奨励費（学事課）
- 54 就学児健康診断（学事課）

【他の主体による取組・事業例】

- ・障害児等療育支援事業の推進（秋田県）
- ・県立医療療育センターの運営支援（秋田県）
- ・地域療育医療拠点施設の運営支援（秋田県）
- ・発達障害者支援センターの運営支援（秋田県）【再掲】
- ・すこやか療育支援事業の実施（秋田県）
- ・難聴児補聴器購入費助成事業の実施（秋田県）
- ・「第二次秋田県特別支援教育総合整備計画」に基づく特別支援教育の推進（秋田県）
- ・校内支援体制機能強化と関係機関等との連携による特別支援教育の充実（秋田県）
- ・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との計画的・組織的な交流及び共同学習の推進（秋田県）
- ・特別支援教育就学奨励費（県立の特別支援学校）

2 障がい者への支援の充実

【現状と課題】

障がいのある方が自立した生活を営むために、国、他の地方公共団体および関係機関と連携して障がいのある方を支援する体制づくりが必要となります。

障がいのある方は、心身の状態により、食事、排泄、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、生活を支える方の高齢化等の問題もあり、地域全体で障がいのある方や、その家族を支援する体制の整備が課題になっています。

【施策の方向】

- 国、他の地方公共団体および関係機関と連携しながら、それぞれの機能に応じた役割を分担し、地域で障がいのある方の生活を支えることができる体制の充実に努めます。
- 障がいのある方が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。

【取組の目標】

- 「秋田市障がい福祉計画」および「秋田市障がい児福祉計画」に定められた数値目標を達成します。
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

【市の主な取組・事業】

■障害福祉サービスの提供

- 56 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）
- 57 重度訪問介護（障がい福祉課）
- 58 同行援護（障がい福祉課）
- 59 行動援護（障がい福祉課）
- 60 重度障害者等包括支援（障がい福祉課）
- 61 生活介護（障がい福祉課）
- 62 療養介護（障がい福祉課）
- 63 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）
- 64 就労移行支援（障がい福祉課）
- 65 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）
- 66 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）
- 67 就労定着支援（障がい福祉課）

■地域生活支援事業の提供

- 68 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）
- 69 移動支援事業（障がい福祉課）
- 41 日中一時支援事業（短期入所型）（障がい福祉課）【再掲】

■自立支援医療の提供

- 70 更生医療給付事業（障がい福祉課）

■その他のサービスの提供

- 55 特別障害者手当の支給（障がい福祉課）
- 71 障がい者スポーツ大会・教室開催事業（障がい福祉課）

72 民間の患者等搬送事業者の認定と乗務員に対する適任証の交付（消防本部救急課）

18 重度障がい者等入院時意思疎通支援事業（障がい福祉課）【再掲】

28 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

38 身体障がい児（者）等補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】

39 視覚障害者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・生活介護事業・自立訓練事業等の促進（秋田県）
- ・障害者短期入所事業（ショートステイ）の促進（秋田県）
- ・居宅事業、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括等支援の各訪問系サービス事業の促進（秋田県）
- ・NHK放送受信料の免除（NHK）
- ・ふれあいさんの派遣（秋田市社会福祉協議会）
- ・移送車の貸出（秋田市社会福祉協議会）

3 高齢障がい者への支援の充実

【現状と課題】

超高齢社会の到来により、本市の障がい者に占める高齢者の割合も着実に高くなってきています。

加齢に伴う日常的な支援を必要とする方も含め、支援を必要とする方は今後も増大していくものと考えられ、介護保険制度との連携も含めたサービス提供体制を整備していく必要があります。

【施策の方向】

- 地域で暮らす高齢障がい者を介護、福祉、保健、医療等、様々な面から総合的に支え、一人ひとりが生きがいを持って生き生きと住み慣れた地域の中で暮らせるよう、高齢障がい者の尊厳を守るとともに、地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りと支援を行います。
- 進展する超高齢社会や社会情勢にも対応した施策を推進するよう努めます。
- 高齢障がい者が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。
- 介護保険サービスに加えて、障害福祉サービス等の利用が必要な場合には、関係機関で連携し、必要なサービスが受けられるよう体制の強化を図ります。

【取組の目標】

- 「秋田市障がい福祉計画」に定められた数値目標を達成します。
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

【市の主な取組・事業】

- 73 救急医療情報キット（安心キット）の普及（福祉総務課）
- 74 介護保険の訪問看護（介護保険課）
- 75 介護保険のリハビリテーション（介護保険課）
- 9 地域包括支援センター運営事業（長寿福祉課）【再掲】
- 28 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 38 身体障がい児（者）等補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 39 視覚障害者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 55 特別障害者手当の支給（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・生活介護事業、自立訓練事業等の促進（秋田県）【再掲】
- ・障害者短期入所事業（ショートステイ）の促進（秋田県）【再掲】
- ・居宅事業、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括等支援の各訪問系サービス事業の促進（秋田県）【再掲】
- ・NHK放送受信料の免除（NHK）【再掲】
- ・安心探知機設置への補助（秋田市社会福祉協議会）
- ・救急医療情報キット（安心キット）の普及（秋田市社会福祉協議会）
- ・ふれあいさんの派遣（秋田市社会福祉協議会）【再掲】
- ・移送車の貸出（秋田市社会福祉協議会）【再掲】

4 孤立死防止への対応強化

【現状と課題】

核家族化や高齢化、周囲との人間関係の希薄化等により、孤立死するケースが社会問題となっております。

特に障がいのある方は日常生活において孤立しがちであることから、対応策を講じていく必要があります。

【施策の方向】

- 一人暮らし等の障がいのある方が、地域で孤立しないよう、「自助」「共助」「公助」の協働により、町内会等による地域ぐるみの見守りと支援を行います。
- 障がいのある方の孤立死をゼロにするため、様々な機会を捉えて、その防止策を探っていきます。

【取組の目標】

- 一人暮らし等の障がいのある方に対し、関係機関や地域住民等との連携により、月1回以上の声かけ活動や安否確認を行います。

【市の主な取組・事業】

- 76 地域福祉計画推進事業（福祉総務課）
- 77 緊急通報システム（長寿福祉課）
- 30 民生委員活動推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 73 救急医療情報キット（安心キット）の普及（福祉総務課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・安心探知機設置への補助（秋田市社会福祉協議会）【再掲】
- ・救急医療情報キット（安心キット）の普及（秋田市社会福祉協議会）【再掲】

第3節 障がい特性に応じた支援の充実

1 身体障がい者への支援の充実

【現状と課題】

身体障がいには、肢体不自由や内臓疾患等、様々な種類があり、それぞれ異なった内容の支援を行う必要があります。

また、加齢によるものも含め身体障がい者の人数は増加し、障がいのある方の高齢化、障がいの重度化も進展していることなどもあり、これまで以上に支援体制の充実が必要です。

【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

【取組の目標】

- 身体障がい者が、それぞれの障がいの種類に応じて必要とするサービスを適切に受けることができるよう支援します。

【市の主な取組・事業】

■視覚障がい者への支援

- 83 音声コードの普及（障がい福祉課）
- 90 視覚障がい者への図書館サービスの充実（中央図書館明德館、土崎図書館）
- 25 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 39 視覚障害者用電子白杖購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 58 同行援護（障がい福祉課）【再掲】

■聴覚障がい者への支援

- 84 手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業（障がい福祉課）
- 15 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）【再掲】
- 28 人工内耳体外部装置購入費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

■住まいの確保の支援関係

- 78 共同生活介護（グループホーム）（障がい福祉課）
- 79 施設入所支援（障がい福祉課）

■在宅生活への支援関係

- 81 訪問入浴サービス（障がい福祉課）
- 56 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】
- 57 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】
- 60 重度障害者等包括支援（障がい福祉課）【再掲】

■外出への支援関係

- 69 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

■経済的な支援関係

- 85 心身障害者扶養共済掛金給付事業（障がい福祉課）
- 55 特別障害者手当の支給（障がい福祉課）【再掲】

■その他の支援

- 80 身体障害者手帳の交付（障がい福祉課）
- 82 日常生活用具の給付（障がい福祉課）
- 86 障がい者関係等団体への支援（障がい福祉課）
- 87 緊急通報システム事業（障がい福祉課）
- 88 食の自立支援事業（障がい福祉課）
- 89 自動車運転免許取得費、改造費助成事業（障がい福祉課）
- 18 重度障がい者等入院時意思疎通支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 38 身体障がい児（者）等補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 61 生活介護（障がい福祉課）【再掲】
- 62 療養介護（障がい福祉課）【再掲】
- 63 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】
- 66 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・聴覚障害者（児）日常生活支援事業の推進（秋田県）
- ・盲青年社会生活教室開催事業の推進（秋田県）
- ・盲婦人家庭生活訓練事業の推進（秋田県）
- ・途中失明者緊急生活訓練事業の推進（秋田県）
- ・オストメイト社会適応訓練事業の推進（秋田県）
- ・点字郵便物の料金制度（日本郵便株式会社）

2 知的障がい者への支援の充実

【現状と課題】

国では、障がいのある方が施設入所から地域生活へ移行するための施策を推進しておりますが、実際に地域生活への移行に至るケースは多いとはいえ、入所者の高齢化と重度化が進んでおります。

加えて、障がいのある方自身や保護者の高齢化に伴う「親亡き後」の課題等、様々な課題を抱えていることから、十分な検討を行い必要な施策を進める必要があります。

【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

【取組の目標】

- 知的障がい者が、安心して日々の生活を送ることができるよう、グループホーム等の住まいの場の整備を促進します。
- 「親亡き後」の課題に対処できるよう、必要な施策の調査・研究を進めます。

【市の主な取組・事業】

- 住まいの確保の支援関係
 - 78 共同生活介護（グループホーム）（障がい福祉課）【再掲】
 - 79 施設入所支援（障がい福祉課）【再掲】
- 在宅生活への支援関係
 - 56 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】
 - 57 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】
 - 60 重度障害者等包括支援（障がい福祉課）【再掲】

■外出への支援関係

- 59 行動援護（障がい福祉課）【再掲】
- 69 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

■経済的な支援関係

- 85 心身障害者扶養共済掛金給付事業（障がい福祉課）【再掲】

■その他の支援

- 91 自立生活援助（障がい福祉課）
- 92 療育手帳の交付申請の受付（障がい福祉課）
- 93 緊急通報体制の普及啓発（消防本部指令課）
- 61 生活介護（障がい福祉課）【再掲】
- 63 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】
- 66 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】
- 82 日常生活用具の給付（障がい福祉課）【再掲】
- 86 障がい者関係等団体への支援（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・知的障害者スポーツイベント及びレクリエーションイベントの開催（秋田県）

3 精神障がい者への支援の充実

【現状と課題】

社会・経済情勢の変容等もあいまって、精神障がい者の人数は増加の一途をたどり、複雑化・多様化しています。

怪我や病気により脳に損傷を負った方も含め、精神障がいの方については、障がいの程度が一見して捉えにくかったり、状態がその時々で変化したりすることから、個々の状況を見極めた、きめ細かな対応が求められます。

また、個人の尊厳の尊重、自殺防止等、様々な課題について十分な検討を行い、必要な施策を行う必要があります。

【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

【取組の目標】

- 精神障がい者の地域移行や地域定着を推進します。

- 精神疾患に対する理解を促進するための啓発活動を推進します。
- 当事者や保健・医療・福祉等の様々な関係者が情報共有や連携体制を構築します。

【市の主な取組・事業】

- 住まいの確保の支援関係
 - 78 共同生活介護（グループホーム）（障がい福祉課）【再掲】
 - 79 施設入所支援（障がい福祉課）【再掲】
- 在宅生活への支援関係
 - 56 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】
 - 57 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】
 - 60 重度障害者等包括支援（障がい福祉課）【再掲】
 - 91 自立生活援助（障がい福祉課）【再掲】
- 外出への支援関係
 - 95 精神障がい者交通費補助事業（健康管理課）
 - 59 行動援護（障がい福祉課）【再掲】
 - 69 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 経済的な支援関係
 - 55 特別障害者手当の支給（障がい福祉課）【再掲】
 - 85 心身障害者扶養共済掛金給付事業（障がい福祉課）【再掲】
- その他の支援
 - 94 心の健康相談（健康管理課）
 - 96 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請の受付（健康管理課）
 - 97 精神障害者保健福祉手帳交付申請の受付（健康管理課）
 - 61 生活介護（障がい福祉課）【再掲】
 - 63 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】
 - 66 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】
 - 82 日常生活用具の給付（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施（秋田県）

4 その他の障がい者への支援の充実

【現状と課題】

難病患者等については症状や状態は様々であり、その症状や特性に十分に配慮する

必要があります。

【施策の方向】

- 各関係機関と連携を図りながら、必要な情報提供を行うとともに、必要性や実効性を十分に配慮した上で施策を推進します。

【取組の目標】

- 難病患者等の安定した療養生活の確保のため適切な支援を行います。

【市の主な取組・事業】

- 住まいの確保の支援関係
 - 78 共同生活介護（グループホーム）（障がい福祉課）【再掲】
 - 79 施設入所支援（障がい福祉課）【再掲】
- 在宅生活への支援関係
 - 56 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】
 - 57 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】
 - 60 重度障害者等包括支援（障がい福祉課）【再掲】
- 外出への支援関係
 - 69 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- その他の支援
 - 98 特定医療費(指定難病)支給認定申請（健康管理課）
 - 99 特定疾患治療研究事業申請（健康管理課）
 - 100 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業申請（健康管理課）
 - 101 医療相談事業（健康管理課）
 - 102 訪問相談・指導事業（健康管理課）
 - 38 身体障がい児（者）等補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】
 - 62 療養介護（障がい福祉課）【再掲】
 - 63 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】
 - 66 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】
 - 82 日常生活用具の給付（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・難病患者支援ネットワーク事業（秋田県）
- ・難病相談支援センター事業の促進（秋田県）【再掲】

第4節 サービス提供体制の整備

1 障害福祉サービスの提供体制の整備

【現状と課題】

障がいのある方とその家族の高齢化が進んでいくなか、障がいのある方が住み慣れた地域においてできる限り自立した暮らしを持続させるためには、在宅での生活や日中の活動を支援する障害福祉サービスを適切に提供していく必要があります。

また、重度かつ重複障がい児（者）や医療的ケアが求められる障がい児（者）に対応できる障害福祉サービス事業所は限られており、在宅で介護を担う家族の負担が大きいことから、医療的ケアに対応できる障害福祉サービスの提供体制を整備していく必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方とその家族が必要とする訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等障害福祉サービスに関するニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備等を支援します。
- 医療的ケアに対応可能な障害福祉サービス事業所の充実を図るため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との情報交換を行い、連携体制を構築するよう推進します。

【取組の目標】

- 「秋田市障がい福祉計画」および「秋田市障がい児福祉計画」に定められた数値目標を達成します。
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。
- 生活介護やグループホーム等、日中活動の場や住まいの場の整備を促進します。
- 「秋田市障がい者総合支援協議会」等の場を活用し、相談支援機関と連携して具体的な情報収集等を行い、医療的ケアに対応できる障害福祉サービスの提供体制を整備します。

【市の主な取組・事業】

- 103 施設整備の推進（障がい福祉課）
- 38 身体障がい児（者）等補装具給付等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 40 障害児通所支援（障がい福祉課）【再掲】
- 56 居宅介護（ホームヘルパー）（障がい福祉課）【再掲】
- 57 重度訪問介護（障がい福祉課）【再掲】
- 58 同行援護（障がい福祉課）【再掲】
- 59 行動援護（障がい福祉課）【再掲】
- 60 重度障害者等包括支援（障がい福祉課）【再掲】

- 63 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉課）【再掲】
- 64 就労移行支援（障がい福祉課）【再掲】
- 65 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）【再掲】
- 66 短期入所（ショートステイ）（障がい福祉課）【再掲】
- 67 就労定着支援（障がい福祉課）【再掲】
- 78 共同生活介護（グループホーム）（障がい福祉課）【再掲】
- 79 施設入所支援（障がい福祉課）【再掲】
- 91 自立生活援助（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・生活介護事業、自立訓練事業等の促進（秋田県）【再掲】
- ・障害者短期入所事業（ショートステイ）の促進（秋田県）【再掲】
- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括等支援の各訪問系サービス事業の促進（秋田県）【再掲】

2 地域生活支援事業の提供体制の整備

【現状と課題】

障がいのある方が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障がいの特性や利用者の状況に応じて効率的・効果的に事業を実施するほか、障がいのある方の地域生活を包括的に支援する必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方が生きがいをもって自立した地域生活を送ることができるよう、日常生活における意思疎通や社会活動の促進を支援するほか、地域における生活を包括的に支援する地域生活支援拠点等の活用など、地域生活を支援する体制の充実に努めます。

【取組の目標】

- 「秋田市障がい福祉計画」および「秋田市障がい児福祉計画」に定められた数値目標を達成します。
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

【市の主な取組・事業】

- 104 福祉ホーム（障がい福祉課）
- 105 障がい者アート活動支援事業（障がい福祉課）

- 106 障がい者等自発的活動支援事業（障がい福祉課）
- 8 成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 15 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）【再掲】
- 17 相談支援等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 25 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 41 日中一時支援事業（短期入所型）（障がい福祉課）【再掲】
- 42 日中一時支援事業（放課後支援型）（障がい福祉課）【再掲】
- 68 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）【再掲】
- 69 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 71 障がい者スポーツ大会・教室開催事業（障がい福祉課）【再掲】
- 81 訪問入浴サービス（障がい福祉課）【再掲】
- 82 日常生活用具の給付（障がい福祉課）【再掲】
- 84 手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者に関する正しい知識の啓発普及事業、視覚障害者に関する啓発普及事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・聴覚障害者（児）日常生活支援事業の推進（秋田県）【再掲】
- ・盲青年社会生活教室開催事業の推進（秋田県）【再掲】
- ・盲婦人家庭生活訓練事業の推進（秋田県）【再掲】
- ・途中失明者緊急生活訓練事業の推進（秋田県）【再掲】
- ・知的障害者スポーツイベント及びレクリエーションイベントの開催（秋田県）【再掲】
- ・点訳及び朗読奉仕員の養成研修事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・手話通訳者及び要約筆記者の養成研修の実施（秋田県）【再掲】
- ・盲ろう者向け通訳・介助者の養成研修事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・障害者のための軽スポーツレクリエーション大会の開催（秋田県）
- ・車いす使用者のためのレクリエーションの開催（秋田県）

3 サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備

【現状と課題】

本市では、指定障害福祉サービスの事業者等の指定等について、各サービス事業の人員、設備および運営に関する基準を定めているところですが、その基準が適正なものか随時検証を行う必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方が利用するサービスの質を維持し、向上を図るため、事業者への適切な指導を行うとともに、基準が適正なものか必要に応じ検証を行い、障がいのある方の立場を考慮したサービスの提供に努めます。

【取組の目標】

- 事業者自らが提供するサービス内容の公表を促進します。
- サービス事業の基準が適切なものであるかを必要に応じて検証し、見直します。
- 第三者による評価方法について研究します。
- 定期的な指導監査を実施し、その結果を公表します。

【市の主な取組・事業】

103 施設整備の推進（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・障害児・者施設整備補助事業の実施（秋田県）
- ・福祉施設経営指導事業の実施（秋田県）

4 専門性を兼ね備えた人材の育成

【現状と課題】

障がいの特性に応じた多様な支援が求められるなか、意思疎通支援や障害福祉サービスを適切に提供する相談支援体制を充実させる必要があることから、地域生活支援事業や障害福祉サービス等の利用を支える人材の養成と確保を行う必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方が地域での生活を送るうえで必要とする支援が充足されるよう、関係機関等との連携によって、障害福祉サービスの各事業や地域生活支援事業を支える様々な人材の養成と確保に努めます。

【取組の目標】

- 聴覚障がい者に対する手話奉仕員や要約筆記者の養成を行うとともに、派遣体制を整備します。
- 秋田市障がい者総合支援協議会の下部組織である相談支援部会等を活用しながら、相談支援専門員の質の向上を図ります。
- 適宜、障害福祉サービスの各事業や地域生活支援事業を支える人材の養成を推進する環境を整えていきます。

【市の主な取組・事業】

- 15 手話通訳者設置事業（障がい福祉課）【再掲】
- 16 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（障がい福祉課）【再掲】
- 17 相談支援等事業（障がい福祉課）【再掲】
- 32 障がい者相談員の設置（障がい福祉課）【再掲】
- 34 障がい者総合支援協議会（障がい福祉課）【再掲】
- 84 手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・発達障害者支援センターの運営支援（秋田県）【再掲】
- ・秋田県相援アドバイザーの設置・派遣（秋田県）
- ・難病相談支援センター事業の促進（秋田県）【再掲】
- ・コミュニティソーシャルワーカーを活用した相談体制等に関するモデル事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・福祉保健人材・研修センターの運営（秋田県）
- ・障害者社会参加推進センター運営事業の実施（秋田県）
- ・点訳、朗読、手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳等の人材養成（秋田県）
- ・ガイドヘルパー養成研修の実施（秋田県）
- ・点訳及び朗読奉仕員の養成研修事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・手話通訳者及び要約筆記者の養成研修の実施（秋田県）【再掲】
- ・盲ろう者向け通訳・介助者の養成研修事業の実施（秋田県）【再掲】

5 ボランティアの活動支援体制の整備

【現状と課題】

ボランティア活動は地域福祉の担い手として期待されており、障がい福祉施策の分野では、手話通訳、要約筆記、点訳・音訳奉仕、移送サービス等におけるボランティア活動が重要な役割を占めています。

本市においては、秋田市社会福祉協議会等と協力してボランティアの養成を図るとともに、情報の提供、講習会・研修会等のボランティア活動の活性化・安定化等について検討する必要があります。

【施策の方向】

- 地域住民、さらには障がいのある方自身やその家族もボランティア活動に気軽に参加できるよう、秋田市社会福祉協議会等と支援策について検討します。
- ボランティアやNPOが活発な活動を行える環境整備に努めます。

【取組の目標】

- ボランティアの活動を支援するため、必要な情報提供を行います。
- ボランティアの活動成果を可能な限り把握し、各種の表彰制度に対して推薦して、その功労に報います。

【市の主な取組・事業】

- 107 秋田市ボランティアセンター運営事業（福祉総務課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 32 障がい者相談員の設置（障がい福祉課）【再掲】
- 84 手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・多世代協働による地域活動の促進（秋田県）
- ・多様な社会貢献活動と協働モデルの普及（秋田県）
- ・NPO等への情報発信の強化（秋田県）

第5節 保健・医療との連携

1 健康診査・健康相談の促進

【現状と課題】

食生活やライフスタイルの変化に伴い、健康に関する知識の普及啓発および疾病や障がいのある児童等および保護者に対する健康相談に対応する必要があります。

発達障がい等精神行動発達面の問題については、幼児期における早期発見および保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携による継続的な支援が必要となります。

【施策の方向】

- 疾病や障がいのある児童等および保護者に対しては、主治医との連携のもと、健康管理に役立つ指導や助言を行います。
- 乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。
- 3歳児健康診査後、保育所等の集団生活の中で表面化する発達障がい等精神行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続支援を行います。

【取組の目標】

- 精神行動発達面の問題を早期に発見できるよう、乳幼児健康診査および事後指導事業の充実を図り、乳幼児の健やかな成長発達を促します。

【市の主な取組・事業】

108 一般健康相談（保健予防課）

【他の主体による取組・事業例】

- ・先天性代謝異常検査事業の実施及び新生児聴覚検査事業の普及啓発（秋田県）
- ・妊娠中毒症等療養援護費の支給（秋田県）
- ・母子保健従事者研修会の開催（秋田県）
- ・特定医療費（指定難病）助成事業及び小児慢性特定疾病医療費助成事業等の実施（秋田県）

2 医療機関への受診の支援

【現状と課題】

自立支援医療には、障がいの種別ごとに、更生医療・育成医療・精神通院の三つの医療制度があり、対象となる疾患や年齢、指定医療機関等が異なります。

福祉医療費給付事業としては、重度心身障がい児（者）や高齢身体障がい者を受給対象者としており、医療費の自己負担分を助成しています。

福祉医療費給付事業に関しては、高齢化の進展や医療の高度化等により受給者数や事業費が年々増加傾向にあるなか、医療費の自己負担割合が引き上げられることが予想されており、将来における財源の確保や制度維持の方向性を確立していく必要があります。

難病患者等に関しても、医療の進歩や高齢化等が要因となり、また、対象疾患が拡大されていることもあり、特定医療費（指定難病）の受給者数が年々増加しています。

【施策の方向】

- それぞれの制度において、対象となる方が適正な医療を受けられるよう、広報あきたやインターネット等を活用し、継続的な制度の周知に努めます。
- 福祉医療費給付事業に関しては、受給対象者への迅速かつ適切な助成を進めるとともに、将来に向け、財源確保に努めます。

【取組の目標】

- 障がいのある方の生活の安定を図るため、医療費助成の施策を継続します。

【市の主な取組・事業】

- 109 福祉医療費給付事業（障がい福祉課）
- 110 インフルエンザの定期予防接種費用助成（健康管理課）
- 111 肺炎球菌感染症（高齢者）の定期予防接種費用助成（健康管理課）
- 37 育成医療給付事業（障がい福祉課）【再掲】
- 70 更生医療給付事業（障がい福祉課）【再掲】
- 96 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請の受付（健康管理課）【再掲】
- 98 特定医療費（指定難病）支給認定申請（健康管理課）【再掲】
- 99 特定疾患治療研究事業申請（健康管理課）【再掲】
- 100 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業申請（健康管理課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・福祉医療費等助成事業の実施（秋田県）
- ・自立支援医療（精神病院医療・更生医療・育成医療）及び補装具の給付（秋田県）
- ・精神科救急医療体制整備事業の実施（秋田県）
- ・訪問歯科診療（秋田市歯科医師会）

3 心の健康づくりの強化

【現状と課題】

社会の複雑化に伴い、思春期からの引きこもり、うつ病患者の増加が社会問題化しており、その背景にある要因の把握に努めながら、関係機関と連携した個別の対応が求められています。

【施策の方向】

■悩みや不安を抱え込まず、気軽に相談し、解決の糸口を見つけられるよう、こころの健康に関する問題について、相談しやすい体制づくりと人材育成を進めます。

【取組の目標】

■こころの健康についての正しい知識の普及を進めるとともに、関係機関が連携し、相談に対するきめ細かな対応を継続します。

【市の主な取組・事業】

- 94 心の健康相談（健康管理課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・心はればれ県民運動推進事業の実施（秋田県）

第4章 自立と社会参加の促進

第1節 移動にかかる支援体制の充実

1 移動にかかる支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある方は、様々な要因のために外出することに困難が伴い、外出が制限されることがあります。

こうした障がいのある方の外出にあたっての困難な面を解消し、気軽に外出できるように移動交通手段を確保するとともに、障がいの特性に応じた人的支援を行う必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方が外出するために必要とする人的支援等の施策を推進します。
- 障がいのある方が移動の手段を確保し、安全で快適に利用することができるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解および協力を得るよう努めます。

【取組の目標】

- 徒歩、バス等の公共交通機関の利用又は自家用車の利用等様々な外出の手段に対応した施策を引き続き推進します。
- 必要に応じ、見直し等を行いながら、「障がい者バス無料化事業」および「通院移送費給付事業」を継続していきます。
- 移動支援および同行援護の福祉サービスについて、障がいのある方のニーズに的確に対応します。
- 盲導犬等を活用しやすい環境に整えます。

【市の主な取組・事業】

- 1 1 2 障がい者バス無料化事業（障がい福祉課）
- 1 1 3 障がい者交通費補助事業（通院時タクシー料金一部助成）（障がい福祉課）
- 1 1 4 福祉有償運送（障がい福祉課）
- 1 1 5 食の自立支援事業（長寿福祉課）
- 5 8 同行援護（障がい福祉課）【再掲】
- 5 9 行動援護（障がい福祉課）【再掲】
- 6 9 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 8 8 食の自立支援事業（障がい福祉課）【再掲】

89 自動車運転免許取得費、改造費助成事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・歩道の段差、急勾配の解消（秋田県）
- ・視覚に障害のある人のための点字ブロックの敷設（秋田県）
- ・歩行者案内標識の整備（秋田県）
- ・低床小型バスの導入支援（秋田県）
- ・障害者等用駐車場の適正な利用の促進（秋田県）
- ・JR運賃の割引（JR東日本）
- ・国内航空旅客運賃の割引（各航空会社）
- ・有料道路通行料金の割引（東日本高速道路株式会社）
- ・タクシー運賃の割引（各タクシー会社）
- ・車いすの貸出（秋田市社会福祉協議会）
- ・車いすのまま乗車できる軽自動車の貸出（秋田市社会福祉協議会）
- ・駐車禁止除外指定車標章の交付（警察署）

第2節 就労支援体制の充実

1 障がい者の雇用の促進

【現状と課題】

障がいのある方がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として生活できる社会を実現するためには、就労による自立を進めることが重要となります。

「障害者の雇用の促進に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障がいのある方の割合が法定雇用率以上になるように義務づけています。

障がいのある方の就労支援や雇用支援の拡充は、障がい福祉施策において非常に大きなポイントとなっており、就労継続支援事業所や地域活動支援センターでは、生産活動や創作的活動を行いながら、障がいのある方の就労や社会参加への支援を行っています。

また、障がいのある方が、就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した後、就労に伴う環境の変化によって遅刻や欠勤が増加するなど、生活面での課題が生じるケースがあります。

就労の継続を図るため、関係機関は障がいのある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、問題解決に向けての指導・助言等による支援体制づくりが必要となります。

【施策の方向】

- 障害者法定雇用率の達成に向け、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図ると

ともに、関係機関が実施する企業に対する障がい者雇用の理解促進の取り組みを支援します。

- 在宅の障がいのある方の生産活動や創作的活動の場や地域との交流の場の確保に努めるとともに、障がいのある方の雇用の場を確保するため、障害者法定雇用率対象企業等に対する法令遵守の周知啓発等の取組を行います。
- 就労継続支援事業所や地域活動支援センターの生産活動や創作的活動の支援を継続します。
- 就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所等が、障がいのある方の多様な働き方の拠点として機能するよう支援します。
- 障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の就労相談機関が行う就労支援活動の支援に努めます。

【取組の目標】

- 市役所における障がいのある方の雇用にあたっては、各障がい種別に応じた配慮を強化しつつ、法定雇用率を超えるよう、計画的に雇用します。
- 広報あきたやインターネット等を活用し、市民全体に対し、障がいのある方の就労に関する情報を発信します。
- 障がいのある方の経済的自立に向けて、一般就労を進める取組を支援します。
- 障害者就労支援施設における安定的な作業を確保するなど、福祉的就労の工賃引き上げに向けた取組を支援します。
- 事業者や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向け必要とする取組を支援します。
- 障がいのある方が、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導および助言等による支援体制の強化に努めます。

【市の主な取組・事業】

- 1 1 6 企業に対する障がい者雇用の理解促進（企業立地雇用課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 2 2 障がいのある方が制作した作品、製品の周知促進（障がい福祉課）【再掲】
- 6 7 就労定着支援（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者雇用優良事業所表彰等を通じた障害者雇用への理解と関心の促進（秋田県）
- ・障害者就業・生活支援センターによる職場定着に係る生活支援や職場実習のあっせん等による就労支援、雇用の受け皿となる新たな企業開拓の促進（秋田県）
- ・職場適応訓練制度の活用による雇用の促進（秋田県）

- ・雇用労働アドバイザーによる国の助成金などの各種支援制度の周知による雇用の促進（秋田県）
- ・民間教育訓練機関や事業主等を活用した多様な職業訓練機会の提供（秋田県）
- ・障害等のある生徒に対する職業教育の充実と就業の促進（秋田県）
- ・知的障がい者就労支援（秋田市総合振興公社）

2 就労の場の確保

【現状と課題】

障がいのある方の就労にあたっては、様々な障壁が存在しています。

障がいのある方の社会的・経済的な自立を促進するため、働く意欲のある障がいのある方に対して、働きやすい環境づくりを進める必要があります。

また、在宅の障がいのある方の社会参加を進めていくためには、障がいのある方が生産活動や創作的活動を行うことのできる機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図る必要があります。

そのほか、障がいのある方が製作した製品を公共施設や市が主催する各種イベントの中で展示するなど、就労に向けた普及啓発活動を行う必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方に対する生産活動や創作的活動の機会の提供や社会との交流促進等を行う地域活動支援センターの機能を強化します。
- 障害者就労支援施設の工賃水準向上や販路拡大を図るための体制を整備します。
- 障がいのある方が製作した製品を公共施設等に展示するなど、より多くの市民が見る機会を設けるとともに、市民の理解や関心を深めるため、広報あきたやインターネット等を活用した障がいのある方が製作した製品の普及啓発活動を行います。

【取組の目標】

- 障がい者雇用に積極的に取り組む事業所等を支援するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、市が行う物品等の調達において、障害者就労施設等からの積極的な調達に努めます。
- 障害者就労施設等で製作された製品の展示・紹介コーナーを市役所等に設置するほか、広報あきたやインターネット等に障害者就労施設に関する記事を掲載する等のPRを行い、製品の販路拡大を支援します。
- 工賃水準向上につながるための支援を行うため、障害者就労支援施設や地域活動支援センターで製作した製品を公共施設等で販売できるような体制を検討します。

【市の主な取組・事業】

- 117 障がい者の企業における職場実習の受け入れ促進（企業立地雇用課）

- 22 障がいのある方が製作した作品、製品の周知促進（障がい福祉課）【再掲】
- 64 就労移行支援（障がい福祉課）【再掲】
- 65 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）【再掲】
- 68 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）【再掲】
- 116 企業に対する障がい者雇用の理解促進（企業立地雇用課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・就労移行支援事業の促進（秋田県）
- ・障害者就業・生活支援センターの設置（秋田県）
- ・就労継続支援事業の充実（秋田県）
- ・「秋田県工賃向上計画」に基づいた工賃向上等支援事業の推進（工賃向上アドバイザー派遣、包括協定を活用した販路開拓推進事業等）（秋田県）

3 多様な就労ニーズへの対応

【現状と課題】

障がいのある方にとっては、「働く場所が見つからない」「働くことが不安」といったケース、また、休職、退職をして段階的に仕事を再開する手助けが求められる場合もあり、それぞれ必要とする支援が異なります。

各相談機関と連携を図りながら、障がい種別やその状況に応じて、適切な支援機関を紹介するとともに、障がいのある方にとって、実りのある対応をする必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方に対して、就労に関する各相談機関を分かりやすく紹介するとともに、各相談機関の情報は、広報あきたや秋田市ホームページ、障がい者のためのくらしのしおり等を通じて分かりやすく発信します。

【取組の目標】

- 障がいのある方の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障がいのある方のニーズを踏まえながら、雇用機会の拡大を図ります。

【市の主な取組・事業】

- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 24 「障がい者のためのくらしのしおり」の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 64 就労移行支援（障がい福祉課）【再掲】

- 65 就労継続支援A型・B型（障がい福祉課）【再掲】
- 67 就労定着支援（障がい福祉課）【再掲】
- 68 地域活動支援センター運営事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・就労支援機関や福祉、教育等の関係機関との連携による職業訓練受講の促進（秋田県）
- ・障害者技能大会を通じた職業的自立の促進（秋田県）
- ・就職についての職業相談・職業紹介（ハローワーク秋田）
- ・技能、資格取得のための職業訓練（ハローワーク秋田）
- ・就職後の職場定着支援（ハローワーク秋田）
- ・職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業（秋田障害者職業センター）
- ・職業準備支援（秋田障害者職業センター）
- ・精神性疾患を有する休職者を対象とした職場復帰支援（秋田障害者職業センター）
- ・障がい者の就業およびそれに伴う生活に関する相談、助言（障害者就業・生活支援センター「ウェルビューいずみ」）
- ・職業準備訓練の紹介（障害者就業・生活支援センター「ウェルビューいずみ」）

4 職場実習等の受入れ体制の強化

【現状と課題】

「就労移行支援」「就労継続支援」等の障害福祉サービスを行っていますが、就労移行支援の実施にあたっては、実際に職場で体験することが重要であり、公共施設等における実習や民間企業の理解を進める必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方の一般就労を図るため、市が特別支援学校や就労移行支援事業所等の要望に応じて、市所管施設での職場実習の受け入れを継続します。
- 職場実習の様子等を広報あきたやインターネット等で紹介し、民間企業等における職場実習を促進します。
- 障害者就業・生活支援センターが、職場実習を実施する際の受入事業所募集のPR活動を民間企業等と協力することで、職場実習の受入事業所の拡大を図ります。

【取組の目標】

- 障がいのある方の職場実習を、市所管施設で率先して受け入れます。
- 民間企業における職場実習の開催が拡大されるよう、広報あきたやインターネット等を活用して職場実習の受入れに向けた啓発活動を進めます。

■民間企業に対して、障がい者雇用の周知啓発に努めます。

【市の主な取組・事業】

- 118 障がい者の職場実習の受入れ（障がい福祉課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 117 障がい者の企業における職場実習の受け入れ促進（企業立地雇用課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・障害者就業・生活支援センターによる職場定着に係る生活支援や職場実習のあっせん等による就労支援、雇用の受け皿となる新たな企業開拓の促進（秋田県）【再掲】

第3節 スポーツ・文化芸術活動への支援

1 障がい者のスポーツ活動への支援強化

【現状と課題】

市民一人ひとりの年齢や体力に応じ、健康や生きがいを持って取り組めるよう、市民ニーズに応じた各種スポーツ教室やスポーツイベントを開催し、市民の健康づくりと運動の機会の提供に努めていますが、障がいのある方にも積極的に参加をしてもらい、スポーツ活動を通して生活の豊かさが向上するような取組が求められています。

また、障がいのある方がスポーツ活動に参加するにあたり、より安全に活動できる施設整備を推進していく必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方がスポーツを通じて、体力増強や交流等を図ることができるよう、障がい者スポーツの普及に努めます。
- より多くの障がいのある方が、安心してスポーツに取り組めるよう環境整備や施設整備を検討します。

【取組の目標】

- 関係団体等と連携し、障がいのある方が参加しやすいスポーツ活動の充実を図るとともに、国や県など広域的な規模で開催される障がい者スポーツ大会への参加者の増加に向けた施策を研究します。

【市の主な取組・事業】

- 119 障がい者スポーツの組織づくりと選手育成（スポーツ振興課）
- 71 障がい者スポーツ大会・教室開催事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・ 障害者スポーツ推進員設置事業（秋田県）
- ・ 障害者スポーツ指導員養成事業（秋田県）
- ・ 障害者スポーツ教室開催事業（秋田県）
- ・ 障害者スポーツ体験交流事業（秋田県）
- ・ 秋田県障害者スポーツ大会開催事業（秋田県）
- ・ 全国障害者スポーツ大会派遣事業（秋田県）
- ・ 知的障害者スポーツイベント及びレクリエーションイベントの開催（秋田県）
- ・ 障害者のための軽スポーツレクリエーション大会の開催（秋田県）【再掲】
- ・ 車いす使用者のためのレクリエーションの開催（秋田県）【再掲】
- ・ 障害者スポーツ普及・推進事業の実施（秋田県）
- ・ 障害者スポーツを楽しむ日（秋田県障害者スポーツ協会）
- ・ 体育施設利用料金の割引（秋田県立プール・秋田県立スケート場）

2 文化芸術活動への支援強化

【現状と課題】

障がいのある方の参加できる文化・芸術行事を拡充するとともに、障がいのある方が芸術鑑賞をしたり、その人に合った創作活動等を楽しむ機会と、作品を発表する場の提供など、文化芸術活動における支援を行う必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方の文化芸術活動へのニーズを把握し、主体的に取り組むことができるような機会を拡大するとともに、活動内容の充実を図ります。
- 障がい者アート活動支援事業については、年度ごとに活動内容を検証しながら必要な支援を適切に行います。

【取組の目標】

- 障がい者アート活動支援事業を含め、障がいのある方が制作した作品の展示会等の開催を支援します。

【市の主な取組・事業】

- 120 飛び出せ文化部助成事業（文化振興課）

121 学習機会の充実（生涯学習室）

105 障がい者アート活動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・心いきいき芸術・文化祭の開催（秋田県）

第4節 障がい者の自発的な社会活動への支援

1 自発的活動の推進

【現状と課題】

障がいのある方一人ひとりが、個性や能力、経験を生かして生きがいのある充実した生活を送るためには、自発的に活動していくことが大切であり、そうした活動を支援していく必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方同士が、互いに支え合うセルフヘルプグループや、同じ障がいのある方同士が集まり、お互いの苦しさや辛さを励まし合うピアカウンセリング等の取組を推進するなどし、自発的な活動に向けて、より一層の支援に努めます。

【取組の目標】

- 障がいのある方が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族、地域住民、関係団体等が自発的に行う活動を支援します。

【市の主な取組・事業】

17 相談支援等事業（障がい福祉課）【再掲】

106 障がい者等自発的活動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・ボランティア活動について（秋田市ボランティアセンター）

2 社会的活動への支援強化

【現状と課題】

障がいのある方の自立と社会参加を促進するには、障がいのある方やその家族が自立性や積極性を持ちながら、自ら地域に働きかけて社会的な活動に取り組んでいくことが重要となります。

【施策の方向】

- 障がいのある方の自立を目指し、社会との交流機会を提供するとともに、関係機関との連携のもと、障がいのある方やその家族の主体的な活動を支援するための相談体制やボランティア体制の強化に努めます。
- 障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体等が行う各種行事や奉仕活動を支援します。

【取組の目標】

- 障がい者団体の自主的な事業の運営に協力します。
- 市民活動団体が企画する、障がいのある方の社会参加や交流を促進する取組を支援することで、障がいのある方の社会参加の機会と交流の場を確保します。

【市の主な取組・事業】

- 71 障がい者スポーツ大会・教室開催事業（障がい福祉課）【再掲】
- 86 障がい者関係等団体への支援（障がい福祉課）【再掲】
- 106 障がい者等自発的活動支援事業（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

障がい者本人やその家族、支援者でつくられている団体をご紹介します。
なお、以下に記載した団体が全てではありません。

- 秋田市身体障害者協会
- 秋田市手をつなぐ育成会
- 特定非営利活動法人秋田けやき会
- 市内地域断酒会
- 秋田県網膜色素変性症協会（JRPS秋田）
- 特定非営利活動法人 秋田県難病団体連絡協議会
- 秋田県難聴者・中途失聴者協会
- 秋田市視覚障害者協会
- 秋田県聴覚障がい児を持つ親の会
- 秋田県盲導犬使用者の会
- 秋田市ろうあ協会
- 秋田県視覚障がい者協会
- 公益社団法人 日本オストミー協会秋田県支部
- 秋田県腎臓病患者連絡協議会
- 秋田県重症心身障害児（者）を守る会

第5章 生活環境の充実

第1節 バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進

1 バリアフリーとユニバーサルデザインの啓発活動

【現状と課題】

障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、多様なニーズを想定して建物等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある方だけでなく、誰もが自由に活動し、社会参加できるためのまちづくりを進める必要があります。

【施策の方向】

■障がいのある方の多様なニーズに対応しつつ、誰もが活動しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進します。

【取組の目標】

■バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方の普及促進を図るため、広報あきたやインターネット等を活用した啓発活動を展開します。

【市の主な取組・事業】

- 1 2 2 エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業（長寿福祉課）
- 1 2 3 市営住宅の整備（住宅整備課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 2 5 点字広報の配布（障がい福祉課）【再掲】
- 8 3 音声コードの普及（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・秋田県バリアフリー推進賞による表彰（秋田県）
- ・あきたバリアフリーマップの提供（秋田県）【再掲】
- ・NPO法人等による啓発活動（NPO法人等）

2 公共施設等のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

現代社会では、急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

こうした社会では、市民一人ひとりが社会活動の担い手として、それぞれの役割を果たすことが求められており、そのような状況において、障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、公共施設等のバリアフリーとユニバーサルデザインを推進し環境を整備する必要があります。

【施策の方向】

- 「秋田市バリアフリー基本構想」に基づき、施設における移動が、円滑に行えるよう、公共交通事業者や公共施設管理者および関係行政機関等が参加する「秋田市バリアフリー協議会」において、事業の進捗管理を適正に進めていきます。
- 障がいのある方の居住の安定を確保するため、公営住宅の供給を図るとともに、障がいのある方向けの賃貸住宅の供給の検討を進めていきます。
- 市の公共施設の整備にはバリアフリーとユニバーサルデザインを推進します。
- 障がいのある方の駐車スペースを確保するとともに、適正に利用されるよう努めてまいります。

【取組の目標】

- 市の公共施設等を新築・改築・建設するにあたっては、すべてバリアフリーとユニバーサルデザインに配慮します。
- 県が実施している「障害者等用駐車区画利用制度」の適正な利用について普及啓発を図ります。

【市の主な取組・事業】

- 1 2 4 選挙等における障がい者への配慮（選挙管理委員会事務局）
- 1 2 5 バリアフリー基本構想の推進（都市計画課）
- 1 2 3 市営住宅の整備（住宅整備課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・公営住宅のバリアフリー化（秋田県）
- ・「秋田花まるっ住宅ガイドライン」の普及（秋田県）

3 心のバリアフリーの推進

【現状と課題】

障がいに対する正しい知識を普及するための啓発・広報を行ってきていますが、依然として障がいおよび障がいのある方に対する周囲の理解不足や誤解、偏見といった心のバリアが存在しています。

こうしたことから、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し合える「心のバリアフリー」を進めていく必要があります。

【施策の方向】

- 障がいおよび障がいのある方に対する市民の理解を深めるため、広報あきたやインターネット等においてバリアフリーの様々な取組を紹介することで、市民の知識や理解の啓発に努めます。
- 障がいのある方もない方も相互に理解を深めることができるよう、交流の機会の確保等に努めます。

【取組の目標】

- 市民一人ひとりが、障がいのある方の立場に立った意識を醸成していくための取組を推進します。

【市の主な取組・事業】

- 126 高齢者生活支援情報提供事業（長寿福祉課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 3 「広報あきた」への障がい者関連情報の掲載（障がい福祉課）【再掲】
- 21 障害者週間（障がい福祉課）【再掲】
- 122 エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業（長寿福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・放課後児童クラブの設置の推進（秋田県）
- ・福祉教育副読本「みんな大好き～福祉のこころ～」の配布（秋田県）
- ・ボランティア活動協力校の指定（秋田県）
- ・障害者社会参加総合推進事業の実施（秋田県）
- ・心いきいき芸術・文化祭の開催（秋田県）【再掲】
- ・障害者に関する正しい知識の啓発普及事業、視覚障害者に関する啓発普及事業の実施（秋田県）【再掲】
- ・各障がい者団体、NPO法人等による啓発活動（障がい者団体、NPO法人等）

第2節 冬期間の対応強化

1 雪寄せ支援の充実

【現状と課題】

冬期間における生活維持に欠かすことができない雪寄せ支援等、障がいのある方が地域で安心して暮らすことができる環境を整備する必要があります。

【施策の方向】

- 障がいのある方の安全・安心を守るため、冬期間の雪害による生活困難の緩和を図ります。
- 除雪ボランティアの活動を支援し、支え合いながら暮らすことができる社会の実現を目指します。

【取組の目標】

- 冬期間、障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、除雪ボランティア支援等の施策を引き続き推進するとともに、地域における助け合いの意識を醸成するための啓発活動を行います。

【市の主な取組・事業】

- 127 除雪ボランティア支援（福祉総務課）
- 128 障がい者等雪下ろし支援事業（障がい福祉課）
- 129 玄関間口の雪寄せ支援（道路維持課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・雪国の地域支え合い体制の強化（秋田県）
- ・除排雪の安全対策の普及、講習会の実施（秋田県）
- ・除雪支援ボランティア（秋田市社会福祉協議会）

2 冬期間の安全な移動手段の確保

【現状と課題】

冬期間の外出にあたっては、積雪や路面の凍結、視界不良等によって様々な困難が伴う場合が多くあります。

障がいのある方の外出には、さらに様々な困難を伴う場面が多いことから、冬期間においても、安全に安心して外出できる移動手段を確保する必要があります。

【施策の方向】

- 冬期間の障がいのある方の安全な移動を支援するとともに、移動支援サービスの充

実に努めます。

【取組の目標】

- 冬期間においても、障がいのある方が安全に外出ができるようにするため、移動支援に係る障害福祉サービス等の制度とその適切な利用方法について、周知を行います。

【市の主な取組・事業】

- 130 玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せ支援（長寿福祉課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 58 同行援護（障がい福祉課）【再掲】
- 59 行動援護（障がい福祉課）【再掲】
- 69 移動支援事業（障がい福祉課）【再掲】
- 89 自動車運転免許取得費、改造費助成事業（障がい福祉課）【再掲】
- 95 精神障がい者交通費補助事業（健康管理課）【再掲】
- 112 障がい者バス無料化事業（障がい福祉課）【再掲】
- 113 障がい者交通費補助事業（通院時タクシー料金一部助成）（障がい福祉課）【再掲】
- 114 福祉有償運送（障がい福祉課）【再掲】
- 127 除雪ボランティア支援（福祉総務課）【再掲】
- 129 玄関間口の雪寄せ支援（道路維持課）【再掲】

第3節 災害対応の強化

1 災害対策の推進

【現状と課題】

障がいのある方の多くは災害時に身を守る事への不安を抱いており、災害時の安否確認や避難誘導ができるよう、個別避難支援プランの作成や情報を共有する体制の整備を行っていく必要があります。

また、災害時に「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確にして迅速な避難活動を行うことが必要不可欠となっています。

【施策の方向】

- 障がいのある方が災害時に安全に避難できるよう、個別避難支援プラン作成や地域

が行う避難支援体制づくりのサポートに努めます。

- 災害時における、「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確なものにしていきます。

【取組の目標】

- 各障がいの手帳を交付する等の機会に避難支援対象者名簿登載の同意を得るよう努めます。
- 関係機関と協力して説明会を行うなどにより、地域における避難支援体制づくりをサポートします。
- 障がいのある方に、災害に対する障がい特性に応じた日頃の備えの重要性についての周知活動を行います。

【市の主な取組・事業】

- 131 自主防災組織育成事業（防災安全対策課）
- 132 防災関連システム運用経費（防災安全対策課）
- 133 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進（福祉総務課）
- 2 インターネット等による情報提供（障がい福祉課）【再掲】
- 30 民生委員活動推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 76 地域福祉計画推進事業（福祉総務課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・メール110番、FAX110番の利用促進（秋田県）
- ・秋田県地域安全ネットワーク活動の推進（秋田県）

2 災害時の避難支援体制の整備

【現状と課題】

障がいのある方は、災害情報を得るのが困難であったり、自力では避難できなかったりします。

また、避難生活においても、指定避難所での集団生活が困難であったり、介護や医薬品等の配慮が必要であったりする場合が考えられるため、障がいのある方に対応した支援体制が必要になります。

【施策の方向】

- 災害時における安否確認、災害情報の提供および障がい特性に応じた避難支援を行う体制の整備に努めます。
- 災害時要援護者への支援体制については、広報あきたやインターネット等を通じて、周知を図ります。

【取組の目標】

- 秋田市災害対策基本条例に基づき、地域で避難が円滑に行われる体制を整備するために必要な要援護者情報をそれぞれの地域に提供する体制づくりを進めます。
- 災害時における状況が、いち早く周知されるよう、登録制メール配信システム、市ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどのICT機器の活用等や、各町内会の自主防災組織や民生委員を通じ、災害情報がすみやかに伝達される体制整備を推進します。

【市の主な取組・事業】

- 30 民生委員活動推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 73 救急医療情報キット（安心キット）の普及（福祉総務課）【再掲】
- 76 地域福祉計画推進事業（福祉総務課）【再掲】
- 133 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進（福祉総務課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・交番を通じた地域安全情報等の提供（秋田県）
- ・「障害者防災マニュアル」を通じた普及・啓発（秋田県）
- ・救急医療情報キット（安心キット）の普及（秋田市社会福祉協議会）【再掲】

3 災害時の福祉・医療サービス提供体制の整備

【現状と課題】

災害発生時の避難場所として、小中学校のグラウンドや都市公園を指定（132か所）しているほか、避難施設として小中学校や地域センター、コミュニティセンター等を指定（148か所）していますが、障がいのある方が安心して避難生活を送れるよう、障がいの特性に配慮したスペースの確保と備蓄品が必要になります。

【施策の方向】

- 関係機関と避難後の支援相談体制を協議し、避難後の福祉・医療サービスの継続を確保するための体制づくりを整えます。
- 避難施設として指定されている公共施設等の新築・改修に併せてバリアフリー化を進めるとともに、障がいのある方に配慮した車いすや簡易トイレ・ベッドの配備について、関係機関と連携を図り整備を進めます。

【取組の目標】

- 障がいのある方が、避難後の指定避難所等で安心して避難生活を送ることができるよう、関係機関との協議により体制整備を進めます。

- 指定避難所での生活が困難な方が、身近な施設に避難できるよう、地域バランスを踏まえ、福祉避難所を開設できる体制を目指すとともに、継続的な医療・福祉サービスを必要とする方がスムーズに緊急入所・緊急入院できるような体制を整備します。

【市の主な取組・事業】

- 134 災害対策緊急救援物資備蓄事業（防災安全対策課）
- 133 「災害時要援護者の避難支援プラン」の推進（福祉総務課）【再掲】

【他の主体による取組・事業例】

- ・DPAT（災害派遣精神医療チーム）設置に向けての体制整備の推進（秋田県）